

伊豆市告示第162号

伊豆市学生応援事業実施要領を次のように定める。

令和3年9月10日

伊豆市長 菊地 豊

伊豆市学生応援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルスの感染拡大により家計の急変やアルバイト収入の減少等の影響を受けた伊豆市出身で市外在住の学生を応援するとともに、学生の故郷への愛着を高め、市とのつながりを構築することを目的として、市の特産品を活用した応援物資の学生への支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第97条に規定する大学院並びに同法第124条に規定する専修学校のうち同法第125条第3号に規定する専門課程に在学する者(高等専門学校にあっては4年次以上の者に限る。)をいう。
- (2) 応援物資 市の特産品を活用した市外在住の学生の生活を応援する物資をいう。

(支給対象者)

第3条 この告示による応援物資の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者のほか、当該各号に準じる者として市長が認める者とする。

- (1) 申請時に学生であること。
- (2) 申請時に日本国内かつ市外に居住していること(住民票を伊豆市に置いたまま、市外に居住している学生を含む。)
- (3) 市内に住所を有する者の子であること。

(支給の要件)

第4条 応援物資の支給は、支給対象者1人につき1回を限度とする。

(支給の申請)

第5条 応援物資の支給を受けようとする支給対象者又はその保護者は、伊豆市学生応援事業申請専用入力フォームに、希望する特産品セット、応援物資送付先その他必要な事項を入力の上、学生証の写真を添付し、市長に支給申請を行うものとする。

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支給の可否を決定する。

(応援物資の支給)

第7条 市長は、前条の規定により支給を決定した者に対して、指定された応援物資送付先に応援物資を送付するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。